

(令和5年4月1日現在)

事業	処理区域	区分		負担金分担金の額
公共下水道事業	浜田処理区 (※令和8年度供用開始予定)	受益者一戸につき	排水人口が100人未満の家屋	100,000円
			排水人口が100人以上の家屋	200,000円
	国府処理区 (※土地及び居住用家屋に係る負担金等の合計は200,000円を上限とします。)	土地に係る受益者	100㎡以下の場合	50,000円
			100㎡を超え200㎡以下の場合	80,000円
			200㎡を超え300㎡以下の場合	100,000円
			300㎡を超え500㎡以下の場合	100,000円に、300㎡を超える部分に1㎡当たり400円を乗じて得た額を加算した額
			500㎡を超える場合	200,000円
		居住用家屋に係る受益者	居住人数が1人以上2人以下の場合	50,000円
			居住人数が3人以上の場合	50,000円に、2人を超える部分に1人当たり5,000円を乗じて得た額を加算した額
		賃貸用家屋に係る受益者		50,000円に入居可能世帯数を乗じて得た額
		宿泊用家屋に係る受益者	収容可能人員数が2人以下の場合	50,000円
			収容可能人員数が3人以上の場合	50,000円に2人を超える部分に1人当たり5,000円を乗じて得た額を加算した額
	事業用家屋に係る受益者	従業員数が2人以下の場合	50,000円	
		従業員数が3人以上の場合	50,000円に2人を超える部分に1人当たり5,000円を乗じて得た額を加算した額	
	旭処理区	受益者一戸につき	供用開始公示後3年以内	150,000円
供用開始公示後3年を経過した場合			200,000円	
三保三隅処理区	受益者一戸につき		105,000円	
農業集落排水事業	美川地区	居住用家屋	150,000円	
		賃貸用家屋	150,000円に、入居可能世帯数が1世帯を超える部分に50,000円を乗じて得た額を加算した額	
		事業用家屋	150,000円に、従業員数が3人を超える部分に5,000円を乗じて得た額を加算した額	
	雲城地区	居住用家屋又は事業用家屋	150,000円	
		賃貸用家屋	150,000円に、入居可能世帯数が1世帯を超える部分に50,000円を乗じて得た額を加算した額	
	あさひ東部地区(市木・都川) あさひ和田地区(和田)	受益者一戸につき	供用開始公示後3年以内	150,000円
			供用開始公示後3年を経過した場合	200,000円
	杵束・安城地区	受益者一戸につき		150,000円
岡見・河内地区	受益者一戸につき		105,000円	
漁業集落排水事業	須津・青浦地区	受益者一戸につき	105,000円	